

国民健康保険被保険者資格喪失届

被保険者証		記号	全歯	番号					※資格喪失日より被保険者証は使用できません。支部事務所へ返還ください。また資格喪失月の前月分まで保険料が賦課されます。				
資格喪失者				本人・家族に ○をして ください		喪失理由							
※代理人（社会保険労務士等）を通じて届ける場合は、裏面の委任状と代理人の身分証の写しが必要です。	★ 組合員	氏名		組合員本人		喪失理由		※喪失理由によって裏面記載の証明書が必要になります。ご確認ください。					
	2	氏名		家族		喪失理由		上記の喪失理由（退職日、社会保険加入日等）の日付を正確に記入してください。					
	個人番号 マイナンバー						該当年月日		令和 年 月 日				
	3	氏名		家族				資格喪失日		令和 年 月 日			
	個人番号 マイナンバー								※資格喪失理由により喪失日が変わります。不明の場合は組合にて記入しますので、空欄にてご提出ください。				
4	氏名		家族				資格喪失証明書		送付先				
5	氏名		家族						その他の方の送付先住所 〒				
個人番号 マイナンバー										電話番号			
診療所名													
上記のとおり被保険者証を添えて届け出ます。資格喪失者に係る保険給付費について最終責任を負います。													
令和 年 月 日													
★組合員 ※資格喪失する組合員（家族の場合はその世帯に属する組合員）が記入してください。													
〒						電話番号							
住所													

組合員氏名				個人番号 マイナンバー									

全国歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

事業主確認欄 ※1種組合員または後期組合員が記入してください。

- 上記の記載事項に誤りがないことを確認しました。
- 資格喪失者の被保険者証を添えて届け出ます。

1種組合員の被保険者証 記号・番号

(後期高齢者組合員証 番号)

記号 全歯 番号

医療機関コード
(変更時のみ記入)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

1種(後期)
組合員氏名

被保険者 台帳	名簿	証回収	喪失届出 入力	異動 調整簿	所得割 入力

支部長	支部常務	係

支部受理
受付印

※資格を喪失するために必要な書類

- ①国民健康保険被保険者資格喪失届
- ②被保険者証
- ③高齢受給者証もしくは限度額認定証(該当者のみ)
- ④下記の喪失理由別添付書類

喪失理由	必要な添付書類
退職	添付書類必要なし。 【全国歯の資格喪失日:退職日の翌日】
社会保険加入	次に加入された社会保険(協会けんぽや共済組合)の被保険者証の写し。 【全国歯の資格喪失日:社会保険加入日の翌日】
死亡	死亡診断書の写し、または住民票等、死亡年月日が確認できるもの 【全国歯の資格喪失日:死亡した日の翌日】
世帯分離	世帯分離をした日付が確認できる住民票 【全国歯の資格喪失日:世帯分離開始日】
生活保護開始	生活保護受給証明書等、受給開始日のわかる書類の写し 【全国歯の資格喪失日:生活保護開始日】

代理人(社会保険労務士等)を通して届け出る場合は、下記の委任状を記入してください。また代理人の身分証の写し(例:運転免許証、パスポート等の写し)を添付してください。

委任状

代理人

私は、上記の者を代理人と定め、全国歯科医師国民健康保険組合への資格喪失の手続きを委任します。

令和 年 月 日

1種組合員氏名
または
後期高齢者組合員氏名

Ⓜ (自署の場合は押印省略可)